

【案件 3】平成 26 年度青森市総合防災訓練の結果について

1. 訓練目的

災害対策基本法第 48 条及び青森市地域防災計画に基づき、防災関係機関・団体と地域住民の参加・連携のもとに、大地震を想定した各種訓練を行い、災害の予防、応急対策等の防災活動が迅速、的確かつ総合的に実施できるように訓練するとともに、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施するものであり、平成 26 年度においては、平成 25 年度に策定した青森市津波避難計画並びに青森市地域防災計画（地震・津波対策編）の内容を検証するものとして、市職員をはじめ、学校職員、指定管理者、町会、町内会、自主防災組織等、地域住民参加型の避難所開設運営訓練として実施。

2. 災害想定

【青森地区】

- (1) 平成 26 年 10 月 18 日午前 8 時 30 分、青森県青森湾西岸断層帯（入内断層）を震源とする地震が発生。青森市内は震度 5 強の揺れを観測し、陸奥湾沿岸部に津波警報が発表される。原別地区への津波第 1 波到達予想時間は発災から 8 分後、2.1 m の津波が到達を避難し、避難困難区域に位置する青森商業高等学校敷地の一部まで浸水。
- (2) 市は陸奥湾沿岸部の住民に避難指示を発令

【浪岡地区】

- (1) 平成 26 年 10 月 18 日午前 8 時 30 分、青森県青森湾西岸断層帯（入内断層）を震源とする地震が発生。浪岡地区では数日前からの降雨の影響もあり、浪岡川がはん濫危険水位に達し、河川決壊のおそれが予想された。
- (2) 午前 8 時 40 分、大雨洪水警報へ切り替わる。
- (3) 午前 9 時、市は浪岡川周辺の住民に避難指示を発令

3. 訓練概要

- (1) 開催日時 平成 26 年 10 月 18 日 6 時～12 時
- (2) 参加者数 約 350 人（青森地区 290 名 浪岡地区 60 名）
- (3) 実施地区 〈青森地区〉八重田、矢作、原別地区
〈浪岡地区〉下川原町、上川原町、仲町地区

(4) 訓練内容

【青森地区】

- ①情報伝達訓練
 - ・市全職員を対象とする緊急連絡網を活用した情報伝達訓練
- ②災害対策連絡本部員等参集訓練
 - ・災害対策本部連絡本部員の緊急参集訓練
- ③災害広報訓練
 - ・消防本部との連携による災害広報訓練
 - ・Jアラート及び緊急速報メールを活用した情報伝達訓練
- ④避難者移送訓練
 - ・交通部のバスによる避難者移送訓練
- ⑤避難所開設運営訓練
- ⑥福祉避難所開設運営訓練
 - ・福祉避難所確保に関する応援協定を締結している事業者と連携し、避難所の開設・運営訓練
- ⑦防災用資機材操作習熟訓練
- ⑧防災用資機材・生活支援物資輸送訓練
 - ・災害時応援協定を締結している業者と連携し、防災活動拠点施設のバックアップ施設からの防災資機材等の輸送訓練
- ⑧救急救命訓練
- ⑨災害ボランティア受付訓練
- ⑩炊き出し訓練
- ⑪給水車を活用した給水訓練
- ⑫起震車による体験訓練

【浪岡地区】

- ①緊急通報訓練（浪岡庁舎全職員）
- ②浪岡地区における災害対策連絡本部員参集訓練
（現地災害対策本部の設置）
- ③災害広報訓練
 - 同報系防災行政無線を利用した災害広報訓練
- ④避難所開設運営訓練
- ⑤防災用資機材操作習熟訓練
- ⑥炊き出し訓練

参 考

【災害対策基本法（抜粋）】

（防災訓練義務）

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

【青森市地域防災計画（総則・災害予防計画編／抜粋）】

（第2章 災害予防計画 第1部 防災意識の高揚 第2節 防災訓練）

市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

第1 総合防災訓練の実施

青森市は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を図るため、次の災害想定を単独、あるいは組み合わせた防災計画を企画し、県、その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び災害時要援護者を含めた住民参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら個別防災訓練を有機的に連携させた実践的な総合防災訓練を実施する。